

(別紙)

「農林中央金庫法施行規則の一部を改正する命令案」及び「系統金融機関向けの総合的な監督指針」並びに「漁協系統信用事業における総合的な監督指針」の一部改正（案）についての意見・情報の募集」の結果について

	意見	回答
1	<p>農林中央金庫法施行規則の一部を改正する命令に関し、今後監査法人との協議により重要性の乏しいものについては記載を省略する方向としていることを踏まえ、下記の通り意見を提出いたします。</p> <p>●別紙様式第3号（第25条第1項関係）にかかる（記載上の注意）において、改正案に対して、以下の通り重要性の乏しい場合は記載を不要とする文言を追加すること。</p> <p>11 次に掲げる項目について、損益計算書において区分して表示し、又は他の科目に含めて表示すること。他の科目に含めて表示する場合には、当該項目が含まれる科目及び当該項目の金額を注記すること（重要性の乏しいものを除く。）</p> <p>12 リース負債に係る利息費用について、損益計算書において区分して表示し、又はリース負債に係る利息費用が含まれる科目及び当該利息費用の金額を注記すること（重要性の乏しいものを除く。）</p> <p>●別紙様式第10号（第111条第2項関係）第2 連結財務諸表 3 連結損益計算書及び連結包括利益計算書 (1) 連結損益計算書にかかる（記載上の注意）において、改正案に対して、以下の通り重要性の乏しい場合は記載を不要とする文言を追加すること。</p> <p>9 次に掲げる項目について、連結損益計算書において区分して表示し、又は他の科目に含めて表示すること。他の科目に含めて表示する場合には、当該項目が含まれる科目及び当該項目の金額を注記すること（重要性の乏しいものを除く。）</p> <p>10 リース負債に係る利息費用について、連結損益計算書において区分して表示し、又はリース負債に係る利息費用が含まれる科目及び当該利息費用の金額を注記すること（重要性の乏しいものを除く。）</p> <p>●同上 (3) 連結損益及び包括利益計算書にかかる（記載上の注意）において、改正案に対して、以下の通り重要性の乏しい場合は記載を不要とする文言を追加すること。</p> <p>10 次に掲げる項目について、連結損益計算書において区分して表示し、又は他の科目に含めて表示すること。他の科目に含めて表示する場合には、当該項目が含まれる科目及び当該項目の金額を注記すること（重要性の乏しいものを除く。）</p> <p>11 リース負債に係る利息費用について、連結損益計算書において区分して表示し、又はリース負債に係る利息費用が含まれる科目及び当該利息費用の金額を注記すること（重要性の乏しいものを除く。）</p>	<p>農林中央金庫の財務諸表における注記事項等については、企業会計基準委員会が公表する企業会計基準第34号「リースに関する会計基準」等の一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとして定めております。</p> <p>御指摘の3箇所につきましては、当該会計基準において「重要性の乏しい場合は記載を不要とする」との定めは無く、また、農林中央金庫法施行規則においてもご指摘の記載をする特段の理由もないことから原案のままとすることとしております。</p> <p>なお、御指摘の3箇所においても、重要性の原則を除外するものではございません。</p>